



相模鉄道株式会社に対する改善指示について

関東運輸局は、法令で定められた車両の定期検査（全般検査・重要部検査）の一部（試運転の検査項目）において、「減速の能力」に係る検査記録の測定データを書き換えた車両（一編成）を事業の用に供していた旨の報告が相模鉄道株式会社よりあったことから、令和6年12月5日及び6日に保安監査を実施しました。

その結果、改善を要する事項が認められたことから、令和6年12月27日付けで、関東運輸局長（藤田 礼子）から同社 代表取締役社長（千原 広司）あてに所要の措置を講ずるよう〔添付資料〕 のとおり指示しました。

〔添付資料〕

保安監査の結果について（写し）

〔問い合わせ先〕 関東運輸局鉄道部
技術・防災第二課（本事象に関すること）
勝見・波多野 電話 045-211-7242
鉄道安全監査官（監査に関すること）
釜田 電話 045-211-7274

〔配布先〕 神奈川県政記者クラブ、
横浜海事記者クラブ

関 鉄 官 第 7 1 号
令和6年12月27日

相模鉄道株式会社
代表取締役社長 千原 広司 殿

関東運輸局長
藤田 礼子（公印省略）

保安監査の結果について（通知）

法令で定められた車両の定期検査（全般検査・重要部検査）の一部（試運転の検査項目）において、「減速の能力」に係る検査記録の測定データを書き換えた車両（一編成）を事業の用に供していたことが令和6年11月27日に判明した。

これを受けて、令和6年12月5日及び6日に保安監査を実施したところ、下記のとおり改善を要する事項が認められたことから、改善措置を講ずるよう指示する。

改善措置を講ずるにあたっては、当該事項に係る業務の実施計画、実施方法、実施状況及び管理方法等の妥当性について検証する等により、背後要因を含め当該事項が発生した原因を究明したうえで、再発防止に必要な改善策を策定するとともに、法令やルールの遵守について関係者に徹底すること。

なお、講じた措置については、令和7年2月3日までに報告されたい。

記

車両実施基準第55条で定める定期検査の記録において、試運転に係る検査項目の一部（減速の能力：減速度測定記録）の結果の数値が書き換えられていることを確認した。また、書き換えを行った測定記録は雨天時の試運転によるものであったが、雨天の場合を含めた試運転における減速度の確認方法や規定値について、社内規程やマニュアル等への体系的な定めがなく、口頭による伝承により引き継がれている等の実態であることを確認した。

よって、測定記録の書き換えが容易に行われない仕組みに改善すること。また、試運転における減速度測定の実施方法や規定値に関する社内規程等を体系的に整備するとともに、これに基づき教育を実施し、試運転の適切な実施を管理できる体制に改善すること。

以上